

## 随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のこと。

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円） 当初 変更経過 最終（現時点）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加者数
001 令和6年04月04日	令和6年度京都市防災まちづくり支援業務	19,550,000		17,350,000	都市計画局まち再生・創造推進室	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002 令和6年08月28日	令和6年度エリアマネジメント支援事業における専門家派遣業務（山科・醍醐エリア）	5,100,000		6,200,000	都市計画局まち再生・創造推進室	株式会社マガザン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
003 令和6年04月01日	伝統的構法を用いた木造建築物の構造解析等及び図書省略認定等取得業務委託	19,800,000		18,920,000	都市計画局建築指導部建築審査課	株式会社立石構造設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
004 令和6年04月01日	令和6年度 京町家・木造住宅 耐震化支援事業等に係る業務	予定総額 103,419,950		168,309,350	都市計画局建築指導部建築安全推進課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
005 令和6年12月10日	令和6年度石田東及び石田西市営住宅敷地に係る底地整理業務委託	13,710,400		13,085,600	都市計画局住宅室住宅管理課	公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
006 令和6年09月17日	元川西市営住宅敷地に係る土壤汚染調査業務（地歴・表層調査）委託	5,060,000	①6,820,000	7,504,200	都市計画局住宅室住宅管理課	いであ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有		
007 令和6年10月31日	京都市崇仁市営住宅整備工事設計業務委託 ただし、31号棟ほか1棟解体撤去工事設計業務委託	7,095,000		7,095,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社京都空間研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
008 令和7年01月06日	京都市東九条地区住宅市街地総合整備事業に伴う物件調査業務委託 ただし、住番Jc及びJf	3,058,000		3,058,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社八州	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	工事			
009 令和6年05月01日	養正市営住宅団地再生事業に伴う底地整理等業務	9,719,600		5,489,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
010 令和7年03月28日	京都市養正市営住宅整備工事設計業務委託 ただし、Y3棟新築その他工事設計業務委託	106,700,000		106,700,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社三宅建築事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有		
011 令和6年10月8日	壬生東市営住宅団地再生事業に係る底地整理等業務	6,397,900		6,397,900	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
012 令和6年10月8日	壬生・壬生東市営住宅団地再生事業に係る底地整理等業務	3,977,600		3,977,600	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
013 令和6年10月07日	改進地区市営住宅に係る境界確定等業務委託②	4,123,900		4,123,900	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
014 令和5年10月30日	京都市三条市営住宅新築工事 ただし、S1棟（仮称）建築主体その他工事	577,280,000		597,407,800	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社藤井組	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
015 令和6年04月01日	錦林市営住宅境界確定等業務委託	5,129,300		4,244,900	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
016 令和6年07月08日	令和6年度京都市都市計画道路網の見直し業務（その1）	17,996,000		20,042,000	都市計画局都市企画部都市計画課	パンフィックコンサルタンツ株式会社京都事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有		
017 令和6年10月28日	京都市都市計画マスタープランの策定業務（その1）	6,097,300		6,592,300	都市計画局都市企画部都市計画課	応用技術株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
018 令和6年04月01日	令和6年度地域主体のまちづくり支援業務	15,746,000		10,384,536	都市計画局都市景観部景観政策課	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
019 令和6年10月24日	令和6年度観光地等交通対策に係る警備業務	6,480,705		6,835,345	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社コトナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
020 令和6年10月28日	令和6年度観光地等交通対策業務	18,478,020		24,351,439	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
021 令和7年01月09日	京都駅における期間限定案内所の設置等による観光客の案内・誘導業務（令和7年3月実施分）	6,399,424		6,399,424	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社日本旅行	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
022 令和7年03月31日	京都市子育て支援総合センターこどもみらい館整備工事 ただし、自動火災報知設備改修工事	9,350,000		9,350,000	都市計画局公共建築部公共建築企画課	ホーチキ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
023 令和6年07月01日	京都市既存公共建築物におけるZEB化可能性調査業務委託	15,290,000		19,055,300	都市計画局公共建築部公共建築企画課	国際航業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
024 令和6年04月01日	令和6年度京都御池地下街株式会社地下倉庫の賃借	10,534,656		10,534,656	都市計画局都市企画部都市総務課	京都御池地下街株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度京都市防災まちづくり支援業務

### 2 担当所属名

都市計画局まち再生・創造推進室

### 3 契約締結日

(当初) 令和6年4月4日

(変更後) 令和7年3月7日

### 4 履行期間

令和6年4月5日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1

公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター

### 6 契約金額（税込み）

(当初) 19,550,000円

(変更後) 17,350,000円

### 7 契約内容

密集市街地や細街路において、学区単位や路地・町単位で防災まちづくり活動を行う地域住民等、活動団体及び土地所有者等に対し、防災まちづくりについて専門知識を有する者（以下「防災まちづくり専門家」という。）を、その適正を判断したうえで適所に派遣するものである。

また、密集市街地のこみち改善事業において、住民の意向調査に対し、まちづくりの専門家を、その適正を判断したうえで適所に派遣するものである。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当初契約で予定していた専門家派遣業務の内容に変更があったため、契約内容を変更する。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下「センター」という。）は、本業務の委託先に求める要件を以下のとおりすべて満たしており、本業務の遂行に当たって最も適性のある団体で

あると認められるため、センターと随意契約を締結する。

(1) センターで実施している「まちづくり活動支援事業」の専門家派遣（コンサルタント派遣）において、まちづくりコンサルタント、学識経験者及び一級建築士など、多種多様な専門家を登録するとともに、複数の分野に渡るまちづくりに関する地域のニーズや状況に合わせて適切な専門家を派遣し、市民の自主的なまちづくりの取組が進められてきたという実績があるため、専門家のマッチングに長けていると認められること

また、これらの取組では、地区計画の策定や防災まちづくりの支援、実務者と連携した空き家活用等に関する幅広い支援を行っており、防災まちづくりに必要な知識、技術、経験等を有していると認められること

(2) センターでは、経済、不動産、建築、金融、法律及び市民活動等の多くの団体が集まる「京町家等継承ネット」など、防災まちづくりに欠かせない専門家との協同のネットワークを既に構築しており、これを活用することで、専門家への相談に応じて専門家相互の交流を促進するなど、多様な専門家の支援を可能とする体制が整っていると認められること

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度エリアマネジメント支援事業における専門家派遣業務（山科・醍醐エリア）

### 2 担当所属名

都市計画局まち再生・創造推進室

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年8月28日

(変更後) 令和6年11月18日

### 4 履行期間

令和6年8月29日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区中書町685番地1

株式会社マガザン

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 5,100,000円

(変更後) 6,200,000円

### 7 契約内容

対象地区の公有地等において、魅力的な公共空間づくりに向けた社会実験を実施するとともに、  
公共空間の利活用に向けた取組主体を構築する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

山科・醍醐エリアの活性化に向けた機運醸成を図るため、社会実験の内容や情報発信等を充実させる  
変更を行った。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治  
法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

本業務の遂行に当たっては、多様な主体と連携してまちづくりの推進等の支援を行うものである  
ことから、都市計画やまちづくりに関する知識、地域の住民や事業者等とともにまちづくりに関する  
取組を進めてきた経験や能力及び地域資源の利活用等に係るノウハウやコンサルティング力が必  
要である。

このため、本業務の委託に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定する必要がある。

よって、性質又は目的が競争入札に適さないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当すると認められるため、公募型プロポーザルにより、評価結果が第1順位の提案を行った提案提出者と契約を行った。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

伝統的構法を用いた木造建築物の構造解析等及び図書省略認定等取得業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局建築指導部建築審査課

### 3 契約締結日

(当初) 令和6年4月1日

(変更①) 令和6年11月27日

(変更後) 令和7年3月28日

### 4 履行期間

(当 初) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(変更後) 令和6年4月1日から令和7年6月30日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区姉小路通柳馬場東入る菊屋町562森口ビル2階

株式会社立石構造設計

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 19,800,000円

(変更後) 18,920,000円

### 7 契約内容

伝統的構法を用いた木造建築物の新築が促進されるよう、構造解析等の業務等を委託するもの

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託契約は、伝統的構法を用いた木造建築物の新築が促進されるよう、仕様書作成及び構造解析を行い、建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号ロ（1）及び（2）の規定に基づく国土交通大臣の認定を取得することを目的としている。

これまで、契約の相手方は、大臣認定の技術的評価（性能評価）を担う指定性能評価機関である「一般財団法人 日本建築総合試験所」（以下「日総試」という。）と事前協議のうえ、本業務を進めてきた。

しかし、性能評価委員会（指定性能評価機関が設置する性能評価を審査する組織）において事前審議されたところ、構造安全性の評価には技術的に非常に高度な判断を要することから、大臣認定を取得するためには、性能評価の申請前に、日総試が実施する建築技術安全審査を受け、審査書を取得する必要があると判断された。

当該審査を受けるためには、委託業務の変更とともに、一定の期間を要することから、本委託契約内容を変更することとし、これに伴い契約金額及び履行期間を変更する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

本委託契約で必要となる次の資格要件を満たす者が他になく、特定の者でなければ契約の内容を履行することができないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、株式会社 立石構造設計との随意契約を締結した。

ア 伝統的構法を用いた木造の構造設計業務において複数の実績を有するものであること。(限界耐力計算、時刻歴応答解析(大臣認定を取得したものに限り、免震建築物を除く。)ともに実績を有する者に限る。)

イ 建築基準法第68条の10、第68条の25若しくは第68条の26又は同法旧第38条の認定を取得した業務(木造建築物の構造方法(部材のみのものを除く。)に限る。)において実績を有する者であること。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度 京町家・木造住宅 耐震化支援事業等に係る業務

### 2 担当所属名

都市計画局建築指導部建築安全推進課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年4月1日

(変更①) 令和7年2月27日

### 4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10

京都市住宅供給公社

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) (予定総額) 103,419,950円

(変更後) (予定総額) 168,309,350円

### 7 契約内容

民間木造住宅の耐震化を進めるため、木造住宅耐震化支援業務等を委託するもの

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

木造住宅耐震化支援業務のうち、京町家・木造住宅の耐震診断士派遣事業の実施件数が想定よりも増加したため。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

本委託業務はすまいに関し、市民等を対象とした相談対応及び情報発信、地域と連携した普及啓発、木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣事業に係る申請受付等を一貫して総合的に実施するものである。

地域と連携した普及啓発は、公的信用力により地域住民と信頼関係を構築し、円滑・弾力的かつ継続的に業務を遂行する経験が求められる。また、市民等を対象とした相談対応及び情報発信、木

造住宅及び京町家の耐震診断士派遣事業は、秘密厳守・公平性・中立性が求められる。

さらに、市民サービスを向上し、すまいの耐震化をより一層促進するためには、本委託業務と関連する事業の相談や総合的な提案等のワンストップ窓口としての機能が求められる。

このため、営利を目的とする団体は委託になじまず、継続的・総合的な業務遂行能力が必要であり、随意契約理由として最大の理由である地域と連携した普及啓発及び京都市の利益増進につながる任務を担える唯一の団体である京都市住宅供給公社に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結している。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度石田東及び石田西市営住宅敷地に係る底地整理業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室住宅管理課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年12月10日

(変更後) 令和7年 3月 4日

### 4 履行期間

令和6年12月10日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地

公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 13,710,400円

(変更後) 13,085,600円

### 7 契約内容

石田東及び石田西市営住宅敷地の境界確定業務

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

#### (随意契約の理由)

本件業務は、石田東及び石田西市営住宅敷地の今後の跡地活用に当たり、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、今後、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示を行うための測量等の準備を行うものであり、対象資産の早期の有効活用に向け、迅速かつ適正に進める必要がある業務である。

委託先の選定に当たっては、このような業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制、信用、技術力、経験等を総合的に勘案する必要がある。

本件業務の委託先として選定した公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「同協会」という。）は、土地家屋調査士法第63条を根拠に、社員である土地家屋調査士及び同調査士法人がその専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された法人であり、その信頼性が高く、幅広い業務に対応可能な組織体制を備えている。

また、同協会は、これまでにも京都府、府内各地方公共団体及び本市の境界確定等業務の委託先として相当の実績を有していることに加え、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの独自研修の実施など、迅速かつ適正で確実な業務遂行に向けた体制も備えている。このような性質

を備えた法人は京都市域においては同協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同協会に業務委託するものである。

(変更理由)

登記資料等の調査及び現地調査により、隣接地との境界確定が必要な数量が精査され、当初想定よりも必要数が減少したこと及び敷地内的一部無番地について表題登記を実施したこと等によるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

元川西市営住宅敷地に係る土壤汚染調査業務(地歴・表層調査)委託

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室住宅管理課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年 9月 17日

(変更①) 令和6年 12月 6日

(変更後) 令和7年 1月 24日

### 4 履行期間

令和6年9月17日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市住之江区南港北一丁目24番22号  
いであ株式会社

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 金 5, 060, 000円

(変更①) 金 6, 820, 000円

(変更後) 金 7, 504, 200円

### 7 契約内容

元川西市営住宅敷地について、過去に下水道法に基づく特定施設の届出がされていたことから土壤汚染対策法第3条に基づき、特定有害物質による汚染の状況について、調査を行うもの。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(契約理由)

対象土地は上下水道局に対して、水質汚濁防止法に基づく特定施設としての届出がなされており、特定施設としての機能を平成29年4月1日の廃止まで有していたため、土壤汚染対策法3条に基づき土壤汚染調査の調査を行う必要があった。

本委託業務は、対象土地の地歴調査及びそれに基づく表層調査を一体となって実施するものである。対象土地範囲は、約5,600m<sup>2</sup>という大規模な土地であり、川西市営住宅1棟の1階及び2階部分の西京保健センター別館内部において、昭和50年10月から令和6年2月までの間の約40年以上薬品の使用を行っていたが、特定施設としての届出書類に図面や使用薬品等の情報が残っておらず調査が困難な条件となっている。また、早期の跡地活用に向けて時機を逸することなく確実に業務を履行することが必須である。

以上のことから、土壤状況の適切な調査・分析に当たり、契約の相手方について大規模土地での土壤調査実績や調査に関する能力、技術、経験等に基づくノウハウ等が不可欠であるため、価格面

以外で事業者が提出する実施体制や業務計画についても、その実現可能性や確実性について、事前に選定基準を設けて評価する必要があった。

(変更理由①)

地歴調査の結果、当初想定していた調査対象物質の種類の増加及び対象地内に地下配管が存在しており、試料採取深度の延長が必要となったため。

(変更理由②)

表層調査の結果、追加調査が必要となった1区画における深度調査等を行うため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

公募型簡易プロポーザル方式により決定。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市崇仁市営住宅整備工事設計業務委託  
ただし、31号棟ほか1棟解体撤去工事設計業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年10月31日  
(変更後) 令和7年3月12日

### 4 履行期間

(当 初) 令和6年11月1日から令和7年3月19日まで  
(変更後) 令和6年11月1日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区御池通西洞院東入橋之町741番地3 イトーピア上田御池ビル  
株式会社京都空間研究所

### 6 契約金額（税込み）

7, 095, 000円

### 7 契約内容

崇仁市営住宅31号棟及び崇仁第二浴場の解体設計業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

一般競争入札を行ったが、応札者なしの不落となつたため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

本件入札参加資格者（市内A及びBランク業者）に契約の締結意向の確認及び見積書の提出依頼を行った結果、計2者から見積書の提出があり、株式会社京都空間研究所の見積金額が、予定価格の範囲内かつ最も低い価格であったため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市東九条地区住宅市街地総合整備事業に伴う物件調査業務委託  
ただし、住番Jc及びJf

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

### 3 契約締結日

令和7年1月6日

### 4 履行期間

令和7年1月7日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町474日宝御池ビル  
株式会社八州 京都営業所

### 6 契約金額（税込み）

3,058,000円

### 7 契約内容

事業用地取得に伴う建物その他工作物等の調査及び補償額の算定に係る評価業務

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

株式会社八州は平成23年度の調査業務の受注者であり、すでに当該物件の情報（敷地形状、建物配置、建物形状など）を把握しており、当該物件に関する調査のノウハウを持っているため。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第7号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8の理由により、市場価格より2割以上割安な価格で委託することができるため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

養正市営住宅団地再生事業に伴う底地整理等業務

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年5月1日

(変更後) 令和7年3月7日

### 4 履行期間

契約の日から令和7年3月14日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通り富小路東入魚屋町439番地

公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 9,719,600円

(変更後) 5,489,000円

### 7 契約内容

養正市営住宅団地再生事業において、未確定となっている土地境界を確定させるもの。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

実施した資料調査および現地測量の成果から、当初予定していた、公図合成図の作成が一部不要となつたため、数量を減少した。

また、現地調査の結果から、業務範囲内に既に境界標が設置されている箇所があり、境界立会業務および境界標設置が不要となつたため数量を減少した。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり、本件業務を受注できる市内入札参加有資格者は、二者となる。

二者のうち一者からは、本件業務を受注できない旨の回答を得ており、受注可能な本市指名業者は京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会の一者に限られることから、入札に適さないため随意契約を締結したもの。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市養正市営住宅整備工事設計業務委託  
ただし、Y3棟新築その他工事設計業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

### 3 契約締結日

令和7年3月28日

### 4 履行期間

着工命令の日から令和8年12月28日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区仁王門通川端東入新丸太町37番地の6  
株式会社三宅建築事務所

### 6 契約金額（税込み）

金106,700,000円

### 7 契約内容

養正市営住宅第二期更新棟建設に向けた、既存13棟の解体設計並びにY3棟の基本及び実施設計に係る設計業務。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

既存13棟の解体設計並びにY3棟の基本及び実施設計に係る設計業務を行うに当たり、様々な課題と要求に対応しつつ、しゅん工後の施設管理や改修時における効率性・快適性についての検討も行うべく、最適な実施体制の確保と課題解決のための技術提案が必要であったため。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

公募型簡易プロポーザル方式により決定。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

壬生東市営住宅団地再生事業に係る底地整理等業務

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年10月8日

(変更後) 令和7年3月25日

### 4 履行期間

令和6年10月8日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地

公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

### 6 契約金額（税込み）

6,397,900円

### 7 契約内容

壬生東市営住宅に係る底地整理業務委託

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

#### (随意契約の理由)

本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり、本件業務を受注できる市内入札参加有資格者は、二者となる。

二者のうち一者からは、本件業務を受注できない旨の回答を得ており、受注可能な本市指名業者は京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会の一者に限られることから、入札に適さないため随意契約を締結したもの。

#### (変更理由)

当初、壬生東市営住宅及び壬生市営住宅の資料調査や筆界業務、測量業務、登記等の申請手続き等を予定していたが、契約後、一部敷地、道路において、急遽、資料調査及び筆界業務等を実施する必要が生じたため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第　　号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第　　号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

壬生・壬生東市営住宅団地再生事業に係る底地整理等業務

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年10月8日

(変更後) 令和7年3月25日

### 4 履行期間

(当 初) 令和6年10月8日から令和7年3月31日まで

(変更後) 令和6年10月8日から令和7年9月30日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地

公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

### 6 契約金額（税込み）

3,977,600円

### 7 契約内容

壬生・壬生東市営住宅に係る底地整理業務委託

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

#### (随意契約の理由)

本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり、本件業務を受注できる市内入札参加有資格者は、二者となる。

二者のうち一者からは、本件業務を受注できない旨の回答を得ており、受注可能な本市指名業者は京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会の一者に限られることから、入札に適さないため随意契約を締結したもの。

#### (変更理由)

当初、壬生東市営住宅の活用地（4か所）の資料調査や筆界業務、立会業務、測量業務、登記等の申請手続き等を予定していたが、契約後、道路の拡幅に当たり、急遽、当該道路の立会業務、測量業務等を実施する必要が生じたため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

改進地区市営住宅に係る境界確定等業務委託②

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

### 3 契約締結日

令和6年10月7日

### 4 履行期間

令和6年10月7日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地  
公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

### 6 契約金額（税込み）

4,123,900円

### 7 契約内容

改進地区において、すまいまちづくり課が管理している事業用地の整理に向け、境界確定等業務委託を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり、本件業務を受注できる市内入札参加有資格者は、二者となる。

二者のうち一者からは、本件業務を受注できない旨の回答を得ており、受注可能な本市指名業者は京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会の一者に限られることから、入札に適さないため随意契約を締結したもの。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市三条市営住宅新築工事  
ただし、S 1 棟（仮称）建築主体その他工事

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和5年10月30日  
(変更後) 令和7年3月25日

### 4 履行期間

令和5年12月28日から令和7年5月27日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区土橋町350番地  
株式会社藤井組

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 577,280,000円  
(変更後) 597,407,800円

### 7 契約内容

三条市営住宅 S 1 棟（仮称）新築工事を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

賃金及び材料の価格等の変動に伴い、現行の請負金額が不適当となつたため、請負人からの請求により、契約書の規定に基づき、請負金額を増額する必要が生じたことから、変更契約を締結している。

### 9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

一般競争入札を実施したが、応札者がなく、不成立となった。

本件入札参加資格者（市内Aランク業者）に、本件工事請負契約の締結意向の確認及び見積書の提出依頼を行い、計2者から見積書を徴取した結果、株式会社藤井組の見積金額が、予定価格の範

圏内かつ最も低い価格であったため、同社と随意契約を締結した。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

錦林市営住宅境界確定等業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年4月1日

(変更後) 令和7年3月25日

### 4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地

公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 5,129,300円

(変更後) 4,244,900円

### 7 契約内容

土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当初契約後の詳細調査により、民地との境界確定において、資料調査や面積測量等の追加があつたため、当該業務に関する数量を増加している。また、境界立会について、同意書等資料の準備に時間を要し、今年度予定していた境界立会が実施できなかつたため、当該業務に関する数量を減少している。

以上のことから、変更契約を締結している。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争

の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり、本件業務を受注できる市内入札参加有資格者は、二者となる。

二者のうち一者からは、本件業務を受注できない旨の回答を得ており、受注可能な本市指名業者は京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会の一者に限られることから、入札に適さないため随意契約を締結したもの。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度京都市都市計画道路網の見直し業務（その1）

### 2 担当所属名

都市計画局都市企画部都市計画課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年7月 8日

(変更後) 令和7年3月25日

### 4 履行期間

令和6年7月9日から令和7年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区室町通綾小路上る鶴鉾町480番地

パシフィックコンサルタンツ株式会社 京都事務所

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 17,996,000円

(変更後) 20,042,000円

### 7 契約内容

(当初)

- (1) 都市計画道路の見直しに係る基礎情報の収集、整理等
- (2) 都市計画道路網の見直し指針の策定
- (3) 評価カルテの作成
- (4) 将来交通量推計の算出、評価
- (5) 研究会の運営補助
- (6) 見直し指針（案）に関するパブリックコメント用資料等の作成、支援
- (7) 都市計画審議会資料の作成
- (8) 業務報告書の作成

(変更後)

- (1) 都市計画道路の見直しに係る基礎情報の収集、整理等
- (2) 評価カルテの作成
- (3) エリアの特性把握
- (4) 都市計画道路の変遷一覧表及び変遷図の作成
- (5) 研究会の運営補助
- (6) 業務報告書の作成

## 8 変更の理由

当初、今年度に都市計画道路網の見直し指針（以下、見直し指針）を策定し、来年度に見直し指針に基づき、路線ごとの評価を行う予定であったが、京都市都市計画道路網の見直し研究会における委員からの御意見を踏まえ、これまでのように見直し指針に基づき、路線を一律に評価するのではなく、路線ごとの現状把握と並行し、その路線が所在する一定範囲のエリアの特性を把握することにより、道路整備がエリアの特性に応じたまちづくりにどのように貢献できるのかについて検討を行ったうえで、廃止・存続を評価することになったことを受け、見直し指針の策定やそれに伴うパブリックコメントに関する業務等を削除し、エリアの特性把握に必要となる資料の作成を追加することとなった。その結果、見直し指針等の業務委託を行わないことによる業務量の減よりも、新たに委託する業務内容に係る業務量の増が上回ったことから、委託料を増額する必要があるため。

## 9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

## 10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により募集を実施し、受託候補者選定委員会において提案書等の内容を審査した結果、評価点が最も高く、本業務を適切に履行する能力を有すると認められたため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市都市計画マスターplanの策定業務（その1）

### 2 担当所属名

都市計画局都市企画部都市計画課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年10月28日

(変更後) 令和7年 3月 3日

### 4 履行期間

令和6年10月29日から令和7年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル

応用技術株式会社

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 6, 097, 300円

(変更後) 6, 592, 300円

### 7 契約内容

(1) 現行の都市マス・持続プランのデータ更新

(2) 災害リスクの分析

(3) 業務報告書の作成

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、本市の都市計画の根幹を成すマスターplanの策定に係る業務であるため、受託者には、都市計画諸制度を熟知していることはもとより、本市の都市の特性及び本市全体のまちづくりについて十分な知識を有していることが必須であり、本業務を効率的かつ的確に業務を遂行する技術や業務遂行能力が要求されることから、これらの知識及び技術水準、他の地方公共団体における導入実績といった、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。

さらに、本業務は、学識経験者及び市民公募委員で構成される京都市都市計画審議会の部会である「都市計画マスターplan部会」の審議に必要となる調査等を行う必要があり、資料作成等において、企画立案、プレゼンテーション、調整能力を十分に有していることが必須であり、これらもまた、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため。

9 変更の理由

本市の地域中核拠点等における調査・分析を20エリア行った結果、より詳細なエリア分析が必要となり、委託料を増額する必要があるため。

10 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

11 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により募集を実施し、受託候補者選定委員会において提案書等の内容を審査した結果、評価点が最も高く、本業務を適切に履行する能力を有すると認められたため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度地域主体のまちづくり支援業務

### 2 担当所属名

都市計画局都市景観部景観政策課

### 3 契約締結日

(当初) 令和6年4月1日

(変更) 令和7年3月26日

### 4 履行期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1

公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター

### 6 契約金額（税込み）

(当初) 15,746,000円

(変更) 10,384,536円

### 7 契約内容

- ・まちづくりに取り組む地域への専門家派遣等の支援業務
- ・景観まちづくりの機運醸成に資する「主体者とつながる機会・場」の構築に向けた調査
- ・「京都市地域景観まちづくりネットワーク」の活動支援業務
- ・建築協定の活用推進業務
- ・連絡協議会の活動支援業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

- (1) 専門家派遣等の支援業務について、当初契約時に見込んでいた派遣地区数・期間を下回る見込みであり、委託金額を減額する必要があるため。
- (2) 景観まちづくりの機運醸成に資する「主体者とつながる機会・場」の構築に向けた調査について、リサーチを行う団体等の数が当初契約時に見込んでいた数を下回る見込みであり、また、当初想定していなかった専門家へのヒアリングを実施することとしたことにより、委託金額を調整する必要があるため。
- (3) 勉強会の実施見送りや建築協定地区表示看板設置に係る補助の執行がなかったことなどにより、京都市建築協定連絡協議会の活動に係る費用が、当初想定していたよりも少なくなったことにより、京都市建築協定連絡協議会の活動支援を目的とした補助金の交付額が減額されるため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

相手方が特定されるために随意契約を行う。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度観光地等交通対策に係る警備業務

### 2 担当所属名

都市計画局歩くまち京都推進室

### 3 契約締結日

令和6年10月24日

### 4 履行期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市東山区三条通白川橋東六丁目今道町250番地の5 株式会社コトナ

### 6 契約金額（税込み）

(当初) 6,480,705円

(変更後) 6,835,345円

### 7 契約内容

東山地域で実施する交通対策における交通誘導及び雑踏対策の他、交通規制を周知啓発するための規制車配置。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(随意契約の理由)

交通対策実施日に、東山地域へ流入してきた自動車のスムーズな交通誘導及び歩行者の安全確保のため、京都府警をはじめ関係機関との連携の下、効果的な警備を検討・実施するものである。契約の目的を効率的に達成するためには、高い技術力及び幅広い見識が不可欠であり、価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行う。

(変更契約の理由)

当初委託契約後、京都府警などの関係機関との協議により交通誘導員を増配する必要が生じたことから、増額変更となった。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

プロポーザルにより契約相手方を選定した結果、提案書の内容や提示価格など総合的に評価を

行ったところ契約相手方として適當であると判断できたため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度観光地等交通対策業務

### 2 担当所属名

都市計画局歩くまち京都推進室

### 3 契約締結日

令和6年10月28日

### 4 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸二条上る蒔絵屋町256番地 株式会社関広

### 6 契約金額（税込み）

(当初) 18,478,020円

(変更後) 24,351,439円

### 7 契約内容

東山地域で実施する交通対策において、京都府警等との連携のもと実施する臨時交通規制の実施補助や、対策期間中に設置する臨時パークアンドライド駐車場の開設・運営及び公共交通の利用促進に係る取組を実施するもの。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

#### (随意契約の理由)

本業務は、観光地への自動車流入の抑制の促進と安全快適な歩行空間の創出のため、地元住民・商業者、京都府警察、交通事業者等の関係機関に加え、警備業務等の受託事業者との連携の下、効果的な交通対策を実施するものである。契約の目的を効率的に達成するためには、各種団体との高い調整能力が不可欠であり、地域の事情に精通していることが求められる。したがって価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行う。

#### (変更契約の理由)

当初契約後、京都府警や京都国道事務所等の関係機関との協議により、東山丸太町周辺での交通対策について、保安施設の充実などで安全性の強化を図る必要が生じた。また、対策の効果検証に用いる各種データをより精緻なものとするために、配置する調査スタッフの増員や実車走行による旅行速度の計測などを実施したことから、増額変更となった。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

## 10 契約の相手方の選定理由

プロポーザルにより契約相手方を選定した結果、提案書の内容や提示価格など総合的に評価を行ったところ契約相手方として適当であると判断できたため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都駅における期間限定案内所の設置等による観光客の案内・誘導業務（令和7年3月実施分）

### 2 担当所属名

都市計画局歩くまち京都推進室

### 3 契約締結日

令和7年1月9日

### 4 履行期間

令和7年1月9日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通り柳馬場西入ニッセイ四条柳馬場ビル2階  
株式会社日本旅行

### 6 契約金額（税込み）

6,399,424円

### 7 契約内容

春の観光シーズンに、京都駅に多言語（日英中韓）対応可能な臨時交通案内所を開設し、当該案内所を核として、京都駅から観光地へ移動する観光客を、地下鉄をはじめとする鉄道・観光特急バスなど、大量輸送可能な公共交通機関に案内・誘導するとともに、大型手荷物を持った観光客を臨時手荷物配達・預かり所等に誘導すること。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

業務の目的を効率的に達成するためには、広報実施における高度なノウハウや幅広い見識を有することが不可欠であり、価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行う。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

プロポーザルにより契約相手方を選定した結果、提案書の内容や提示価格など総合的に評価を行ったところ契約相手方として適当であると判断できたため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館整備工事  
ただし、自動火災報知設備改修工事

### 2 担当所属名

都市計画局公共建築部公共建築企画課

### 3 契約締結日

令和7年3月31日

### 4 履行期間

令和7年4月1日～令和7年8月29日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都品川区上大崎二丁目10番43号  
ホーチキ株式会社

### 6 契約金額（税込み）

9,350,000円

### 7 契約内容

設置されている自動火災報知設備のうち、老朽化した受信機のみを更新するもの

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当該施設に設置されている自動火災報知設備は、今回更新する対象の受信機とそれ以外の端末機器で一体のシステムを構築しており、それぞれの機器間で製造者独自の技術による通信や制御がなされているため、他社製品との互換性は保証されていない。そのため、他社製品を用いた場合、動作不備により火災感知できないなど、人命に関わる事故となりかねない。

このことから、既設の自動火災報知設備の製造業者である当該業者と随意契約を行ったものである。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 工事費内訳

1

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
電気設備工事	1	式	5,304,280	
計			5,304,280	
共通費				
共通仮設費	1	式	207,201	
現場管理費	1	式	1,841,917	
一般管理費等	1	式	1,186,602	
計			3,235,720	
工事価格	1	式	8,540,000	
消費税等相当額	1	式	854,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	9,394,000	

### 工事種別内訳

2

## 電気設備工事 種目別内訳

3

## 電気設備工事 科目別内訳

4

## 電気設備工事 中科目別内訳

5

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市既存公共建築物におけるZEB化可能性調査業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局公共建築部公共建築企画課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年7月1日

(変更後) 令和6年12月27日

### 4 履行期間

(当 初) 契約の日の翌日から令和7年3月14日まで

(変更後) 令和6年7月2日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市下京区河原町通松原上ル二丁目富永町338番地 京阪四条河原町ビル  
国際航業株式会社 京都支店

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 15,290,000円

(変更後) 19,055,300円

### 7 契約内容

京都市では令和6年3月に「京都市公共建築物脱炭素仕様～京（きょう）から未来（あす）につなぐゼロカーボン～」（以下、「脱炭素仕様」という。）を改定し、2050年CO<sub>2</sub>排出量正味ゼロの実現に向けて、建築物の脱炭素化に向けた整備仕様を定めている。そこで、本業務にて本市の既存公共建築物のZEB化可能性調査を行い、省エネ化に資する改修工事の具体的な工程、経費、CO<sub>2</sub>削減効果等を整理し、ZEB化改修の実施に繋げる。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(随意契約の理由)

既存建築物の改修によるZEB化は、建築物の構造や設備の設置スペース等、決まった条件の中で検討する必要があるため、新築に比べると難易度が高い。また、既存建築物の特性に応じて目指すべきZEBのランクや費用対効果の差が顕著に生じる。

本業務は、こうした既存建築物のZEB化改修の具体的な工程、経費、CO<sub>2</sub>削減効果等を整理し、その実現に繋げるためのものであることから、事業実績や技術提案といったノウハウのみならず、技術者の配置やスケジュール管理等のコンサルティング力も必要となる業務である。

このため、本業務の委託に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定する必要がある。

よって、性質又は目的が競争入札に適さないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当すると認められるため、公募型プロポーザルにより、評価結果が第1順位の提

案を行った提案提出者と契約を行う。

(変更理由)

今回のZEB化可能性調査によって、脱炭素仕様を適用し、環境配慮技術を導入する全ての整備工事に活用できる知見が多く得られたことから、これらを体系的に取りまとめ、その他の整備工事に適用するためのガイドラインを作成することが、今後、脱炭素仕様に基づく公共建築物の整備を進めるうえで効果的であるため、変更を行うものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

応募者の審査を行った結果、評価点が最大であり、かつ、本業務を適切に履行する能力を有すると認められるため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度京都御池地下街株式会社地下倉庫の賃借

### 2 担当所属名

都市計画局都市企画部都市総務課

### 3 契約締結日

令和6年4月1日

### 4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区御池通寺町東入る下本能寺町492番地の1

京都御池地下街株式会社 代表取締役社長 鈴木知史

### 6 契約金額（税込み）

10,534,656円

### 7 契約内容

京都御池地下街株式会社が保有する地下倉庫を借り入れる。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

都市計画局内の所属の書類を保管する倉庫を賃借するものであり、賃借の条件として、勤務公舎と近い距離にあること、書類を補完する相当なスペースがあることとしているが、京都御池地下街株式会社以外に、条件を満たす倉庫がないことから、当該相手方と随意契約する。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり